



さくら

2014
9
月号

桜区ふるさと再発見

昭和水門(田島地内)

鴨川と鴻沼川が荒川に合流するこの地域には、荒川からの逆流を防止し、周辺地域を洪水の被害から守るため、3つの水門が設置されています。写真(左)の昭和水門は、昭和9年から同所に設置されていた「昭和水門」の老朽化に伴い、平成2年に新設されたものです。



▲現在の昭和水門



昭和水門(昭和9年完成) ▲
写真提供 国土交通省荒川上流河川事務所

今月の交通安全標語

さいたま市交通安全保護者の会(母の会)桜支部

平成25年度 入賞

とまってる 車のちかくも あぶないよ
栄和小学校 鈴木 琥太郎 さんの作品

今月の防犯標語

桜区防犯連絡協議会

平成25年度 入選

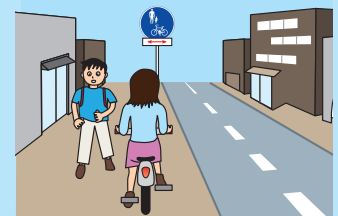
「いってきます」一声かければ 二重カギ
西浦和小学校 金原 花純 さんの作品

知って守って伝えましょう 自転車の交通ルール

基本ルール3

**歩道では
車道寄りを徐行**

※罰則 2万円以下の罰金又は科料



歩道は**歩行者優先**です。
やむなく歩道を通行するときは、次のことを守りましょう。

歩道・すぐに停止できる速さで車道寄りを通行してください。
では・歩行者の通行を妨げるような場合は、**一時停止**しなければなりません。

問合せ 桜区くらし応援室 ☎856・6134 FAX 856・6272